

## 【震災復旧・復興に関する地区説明会（宮坂地区）】

主な質疑（概要）

○：参加者からの意見・質問

●：町の回答

※：補足事項

---

○危険ブロック塀の除去について、県道に面している場合でも支援制度の対象となるのか。

●町道、県道ともに支援制度の対象となる。

○既に自己負担で危険ブロック塀を除去してしまった場合でも、事後申請することは可能か。

●本来ならば、審査して補助金が出るかどうか判断するという流れとなるため、事後申請は支援制度の対象外である。ただし、今回の能登半島地震によって発生した危険ブロック塀については、事後申請の場合でも対象となるか確認する。

※能登半島地震により発生した危険ブロック塀の除却後の申請は、都市建設課までご相談ください。

---

○市街化調整区域を廃止するとどのように変わるのか。廃止することによるメリット・デメリットを教えてほしい。

●市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、外部の方が新しく建物を建てることのできないが、市街化調整区域から外れた場合可能となる。

●市街化調整区域から外れた場合、皆様にも都市計画税の負担をお願いすることとなる。

○市街化調整区域が廃止された場合、ライフラインはどのようなメリットがあるか。特にガスはどうなるのか。

●下水道は公共下水道となっているため、市街化調整区域から外れたとしても変わりはない。ガスについても、宮坂地区はプロパンガスなので変わらない。

---

○被災宅地等復旧支援事業の「液状化被害再発防止のための住宅建屋の地盤改良工事」について、住宅を建てなくても支援の対象となるのか。

●住宅を建てることを前提とした支援事業である。

○住宅を建てる予定がない宅地に対する地盤改良工事の支援はあるか。

●現状では、支援制度はない。公共事業として地盤改良工法や地下水位低下工法を実施する場合は、道路と宅地を一体的に整備するため、空き地でも対象となる。

---

○公営住宅の整備について、いつ入居できる予定か。公営住宅の整備のために必要な希望件数の基準はあるのか。また、賃貸型応急住宅の2年以内に退去しなければならないという条件について、2年では今後の方向性を決められないため、期限の延長をお願いしたい。公費解体については、現在進捗が1割程度とのことだが、このペースで来年の10月までにすべて完了できるのか。

- まず、災害公営住宅の整備の実施については、希望件数等の下限基準は設けられていない。また、賃貸型応急住宅の2年間という期限はあくまで目安であり、被災者が再建できるまでは延長要望しなければならないと考えている。
  - 公費解体については、国の方針に基づき、来年の10月までに解体完了の予定で進めている。状況によっては解体業者の班数を増やして対応する。
- 

- 住宅の応急修理制度と被災宅地等復旧支援制度とがあるが、例えばまず台所などを住宅の応急修理制度を活用して修理した後で、被災宅地等復旧支援制度を活用して宅地の修正をするということは可能か。
  - 住宅の応急修理制度を利用した後でも、被災宅地等復旧支援制度を利用することは可能である。ただし、応急修理制度の補助を受けた個所の被害は被災宅地等復旧支援制度の補助を受けることができない。
- 

- 液状化の対策工法案について、10月中を目途に結果を公表するとのことだが、いつから工事に入ることができるのか。
  - 一体的な液状化対策を行う場合は、地権者の方の合意が必要となる。熊本地震の際はその合意形成に約3年かかっているという事例もあり、すぐ工事に取り掛かるのは難しい。
  - 傾いている家も多いため、できる限り早く工事に入っていただきたい。
  - 国の補助事業以外の支援事業として、被災宅地等復旧支援事業などを活用して再建していただきたい。申請については事後申請でも問題ない。住宅の傾きを修理し、その後宅地の修復を行うというように複数回の申請を行うことも可能である。
  - 擁壁についても補助は出るのか。
  - 被災宅地等復旧支援事業で復旧工事を行うことは可能である。ただし民地との境界となるため、トラブルとならないように注意していただきたい。
  - 今からでも申請できるのか。
  - 事前予約し、窓口で相談していただきたい。
- 

- 液状化の対策工法案のうち、地盤改良工法のデメリットとして費用が比較的高いとあるが、こちらの工法を選択する場合、個人負担はあるのか。
  - 地盤改良工法は地下水位低下工法よりも高額だと聞いている。浦安では個人負担を取って対応した事例もある。
  - 現段階ではどの工法が提示されるかは分からないのか。
  - 現在はまだ示されていない。既存のデータから状況を把握し、地盤を固める、もしくは地下水位を下げるという二つの方法から選択することとなる。
  - 地下水位低下工法のデメリットとして地盤沈下リスクがあるとのことであるが、例えば傾いた家を補修したとしても、この工法による液状化対策が取られた場合、今後も家が傾くリスクはあるということか。
  - 地下水位低下工法を取る際には地盤沈下に関する検証実験も行うが、公共事業が原因で住宅が傾いた場合は、それを補償する制度もある。
- 

- 別紙の内灘町災害復興計画の中の基本計画、まちづくり計画について、項目の優先順位や、すでに実施されているかどうかについて説明していただきたい。

●基本方針3つに優先順位は無い。今後基本計画とまちづくり計画について、アンケート調査で皆さんの意見を伺いたい。また、例を列挙しているため、これら以外にも記載すべき内容などがあればご意見をいただきたい。

○令和14年までの計画となっているが、延長される可能性はあるのか。

●資料では明記していないが、それぞれの項目を短期、中期、長期に分類する。

○随時、町民に対して情報公開をしてもらいたい。

●内灘町災害復興計画検討委員会で検討する内容を内灘町のホームページで公開するため、参考にしていただきたい。

---

○宅地にある駐車場が隆起しているが、町道の側溝が駐車場よりも上にあることで駐車場の工事をすることができない状態である。

●道路の応急復旧は冬までに行いたいと考えているが住むことを考えているのであれば、隆起した側溝を応急対応で下げる検討をしたい。